

# お知らせ

申請者各位

平成31年3月15日  
経済産業省  
農水産室

## 平成31年度の関税分類番号(HSコード)の改正に伴う 水産物の輸入割当てに係るIL切替について

平素より、水産物の輸入割当制度について御協力いただき、誠にありがとうございます。

平成31年4月1日より、「こんぶ調製品」、「無糖の味付けのり」、「のりの調製品」の関税分類番号(HSコード)が改正されます(別紙参照)。

本年4月1日以降の輸入承認証(IL)への切替え若しくはILの延長申請又は内容変更について、申請者におかれましては以下のとおり対応していただけますようお願いいたします。

なお、平成31年3月31日以前に切り替えられたILであって延長又は内容変更が必要ないILは、平成31年4月1日以降の輸入承認証のHSコードの変更は不要なため、特段の手続きはありません。

### 1. ILへの切替え申請について

#### (1) 電子IQからILに切り替える場合

平成31年3月31日以前に発給した電子IQに基づいて、同年4月1日以降にIL切替えの電子申請をする場合、①関税率番号欄をIL申請時に記載せず空欄のままにし、②新HSコードを備考欄に記載していただけますようお願いいたします(記載例:「1. 関税率表の番号等を〇〇〇(新HSコード)に変更。」)。

#### (2) 紙IQからILに切り替える場合(紙IQから電子ILに切り替える場合を含む。)

平成31年3月31日以前に発給した紙IQに基づいて、同年4月1日以降にILへの切替えを申請する場合、ILの申請書には新HSコードを記載していただけますようお願いいたします。

(3) 複数の IL に分割する場合

複数の IL に分割する場合も、(1) 又は (2) と同様の対応をお願いいたします。

2. 延長又は内容変更する場合の対応について

(1) 電子 IL の延長又は内容変更をする場合

平成 31 年 3 月 31 日以前に発給した電子 IL について、同年 4 月 1 日以降に延長又は内容変更の申請をする場合、①関税率番号欄を IL 申請時に記載せず空欄のままにし、②新 HS コードを備考欄に記載していただけますようお願いいたします（記載例：「1. 関税率表の番号等を〇〇〇（新 HS コード）に変更。」）。

(2) 紙 IL の延長又は内容変更をする場合

平成 31 年 3 月 31 日以前に発給した紙 IL について、同年 4 月 1 日以降に延長又は内容変更の申請をする場合は、延長又は内容変更する IL の関税率番号欄の旧 HS コードを二重線で訂正した上で、新 HS コードを記載していただくようお願いいたします。

なお、本 HS コードの改正が確定するのは「関税定率法を一部改正する法律」が国会で成立した日になります。

＜問合せ先＞  
経済産業省 貿易経済協力局  
貿易管理部 農水産室  
水産班  
TEL: 03-3501-0532  
FAX: 03-3501-6006

(別紙)

■こんぶ調製品

現行（平成 30 年 11 月 1 日輸入発表）		改正後	
関税率表の 番号等	品目	関税率表の 番号等	品目
1212・21-3 2106・90-2- (2)-E	こんぶ（ボイル後塩蔵したものに 限る。） こんぶの調製品	1212・21-3 2008・99-2	変更無し

■無糖の味付けのり

現行（平成 31 年 1 月 18 日輸入発表）		改正後	
関税率表の 番号等	品目	関税率表の 番号等	品目
2106・90-2- (2)-E-(b)	無糖の味付けのり	2008・99-2- (2)-B-(d)	変更無し

■のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）

現行（平成 31 年 1 月 18 日輸入発表）		改正後	
関税率表の 番号等	品目	関税率表の 番号等	品目
2106・90-2- (2)-E	のりの調製品（焼きのりを含 み、無糖の味付けのりを除 く。）	2008・99-2- (1)-B-(c)	変更無し